

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が年4回発行する社協だより「広報なごみ」（以下「なごみ」という。）を活用した広告料による新たな自己財源の確保と地域サービスの向上を図ることを目的に、企業等の公告を有料で掲載するための基本事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 「なごみ」に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報であることを要しその内容及び表現がそれにふさわしいものであり、地域や社会福祉に配慮したものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張が含まれるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に係るもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (6) 他をびぼう、中傷、排斥するもの
- (7) 個人の名刺広告
- (8) 本会が推奨していると誤解をさせるようなもの
- (9) 次に掲げる業種又は業者又は事業者に係るもの
 - ア マルチ商法、睡眠商法等の悪質商法又は商品先物取引とみなされるもの
 - イ 風俗営業及びこれに類似する業種
 - ウ 法律に定めのない医療に類似した行為を行う業者又は事業者
 - エ 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (10) 消費者被害の未然防止の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤解を招くような表現のもの
 - イ 虚偽の内容を表すもの
 - ウ 責任の所在が不明なもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 暴力や犯罪を肯定し、助長・連想するような表現をするもの
 - イ 残酷な描写や善良な風俗に反するような表現をするもの
 - ウ 青少年の身体、精神及び教育に有害なもの
- (12) その他会長が広告掲載として適切でないと認めるもの

(広告の規格等)

- 第3条 広告は2色刷りで、1枚当りの大きさは、縦55ミリメートル 横85ミリメートルとする。
- 2 広告の掲載は1申請者について「なごみ」1号につき1枚又は2枚限りとする。
 - 3 広告の掲載は「なごみ」1号につき4枚を限度とし、紙面により枚数を調整できるものとする。
 - 4 広告を掲載する頁及び場所は、1頁及び最終頁を除く、広告掲載指定頁の最下段とする。

(掲載料)

第4条 広告掲載料は、1回の発行単位とし、その額は次の表のとおりとする。

区 分	金 額
賛助会員	1枚 5,000円
一般	1枚 7,000円

- 2 広告料は、本会が指定する期日までに一括前納すること。
- 3 納付後の広告料は、本会の都合により掲載できなかった場合を除き、一切返還しない。

(広告掲載の募集)

- 第5条 広告の募集は、「なごみ」のほか、各種機会を通して公募するものとする。
- 2 会長は、募集を行うにあたり、本会の賛助会員となりうる法人等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

- 第6条 「なごみ」に広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、掲載を希望する「なごみ」の発行日2カ月前までに広告掲載申請書(様式第1号)を掲載しようとする原稿を添付して、会長に提出するものとする。
- 2 「なごみ」への広告掲載の申請は、年間分を一括で申請できるものとする。

(掲載の可否及び決定)

- 第7条 会長は、前条の申請について、第2条の規定に基づき広告内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。
- 2 会長は、前項の規定により可否の決定後、広告掲載決定通知書(様式第2号)により広告主に通知するものとする。
 - 3 掲載は受付順とする。ただし、第3条3項に規定する枚数を超えて申し込みがあ

った場合の優先順位は、次の表のとおりとする。複数の広告主が同一順位となった場合は、会長の判断により決定するものとする。

優先順位	判断基準
1 番	当該年度における広告主が賛助会員であり、市内に事業所等を有するもの ※回数の少ないものを優先する
2 番	当該年度における広告主が賛助会員であり、市外に事業所等を有するもの ※回数の少ないものを優先する
3 番	当該年度における広告主が非賛助会員 ※回数の少ないものを優先する

(広告掲載の取り消し)

第8条 会長は、前条の規定により掲載を決定し、その旨を通知した後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 関係官公署からその掲載を禁止されたとき。
- (2) 申請書に添付された広告原稿と内容等が著しく相違する場合
- (3) 広告掲載料金を納入期限までに納入しないとき。
- (4) 広告掲載の権利を譲渡された場合又は譲渡したと判断される場合

2 広告主は、広告掲載の取消し等に伴う損害については、本会に対しその損害の賠償を請求することはできない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の作成、デザイン及び内容等広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載の権利を他に譲渡することができない。
- 3 広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 8月 1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

本巢市社会福祉協議会会長 様

掲載申込者 住 所
会社・団体名
代表者氏名 ⑩
電話番号

「本巢市社協だより なごみ」広告掲載申請書

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会広告掲載要綱第6条により、必要書類を添付し、次のとおり社協だよりへの広告掲載を申請します。

1 申請枠数

発行月号	枠数	備考
年 月 号	1枠 ・ 2枠	
年 月 号	1枠 ・ 2枠	
年 月 号	1枠 ・ 2枠	
年 月 号	1枠 ・ 2枠	

2 広告主の事業内容

--

3 広告掲載の内容

--

※広告掲載案又は広告原稿を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

本社協第 号
年 月 日

申請者

住 所
会社・団体名
代表者氏名 様

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会長 ㊟

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付けの広告掲載申請について、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会広告掲載要綱第7条により、次のとおり広告掲載を決定したので通知します。

記

発行月号	枠数	掲載可否	掲載料（円）
年 月号	1枠・2枠	可・否	
年 月号	1枠・2枠	可・否	
年 月号	1枠・2枠	可・否	
年 月号	1枠・2枠	可・否	
合 計			

※広告掲載原稿のデータを提出してください。